

利息の一部を寄附する預金商品について

はじめに

本誌2004年6月号において、預金者が利息の一部を寄附することによって、社会的な目的を持つプロジェクトへの貸付金利引下げを行うヨーロッパの銀行を紹介した。日本には、まだこうした仕組みをとる銀行はないが、預金者が利息の一部をNGO等に寄附する商品が存在するので、その現状と課題をとりあげたい。

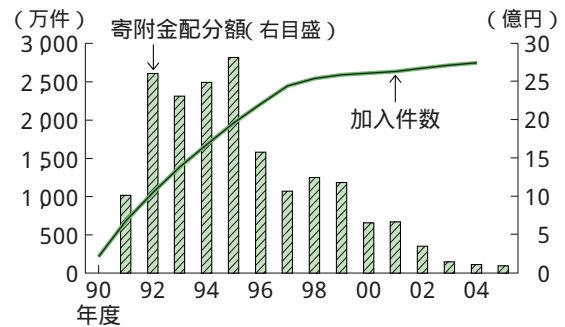
1 郵貯の国際ボランティア貯金

預貯金の利息を寄附にまわす代表的な事例としては、91年1月に導入された郵貯の国際ボランティア貯金がある。当初、寄附の割合は通常貯金の税引後受取利率の20%であったが、現在は20%から100%までの10%単位で貯金者が選択できる。全国の郵便局から利用可能で、既に持っている通常貯金からの切り替えもできる。

1年間分の寄附金は、その翌年に公募で選ばれたNGOの海外での活動資金として配分される。05年度は、応募した73団体から選ばれた53団体の事業に寄附金を配分する。これらの団体は、アジアを中心とする世界22か国で、医療・衛生、教育、職業訓練・技術指導、農業指導等農村開発、環境保全等の活動を行う。導入以来、延べ2,966の事業に183億円の助成が行われた。

加入件数は、以前に比べると緩やかだが増加が続いており、04年度は約28万件増加した(第1図)。他方、寄附金の配分額は、95年度の28億円をピークに05年度は8,600万円まで減少した。これは、導入当初3.48%だった通常貯金の金利が、現在0.005%まで低下しているためである。導入時(金利3.48%、寄附割合20%)には、貯

第1図 国際ボランティア貯金の加入件数と寄附金の配分額



資料 郵貯「国際ボランティア貯金の実績」、プレスリリースより作成

金残高が10万円でも年間556円の寄附が可能であったが、現在の金利水準では、1,000万円の預入限度額の税引後利率100%を寄附しても400円にしかならない。

金利低下による寄附金の減少により、寄附金の配分を受ける団体数は、ピーク時(95年度)の235団体から年々減少し、05年度には53団体になった。

2 民間銀行の商品

民間銀行のなかにも、預金と寄附を結びつける例がみられる。一定期間(あるいは一定金額まで)のみ取り扱う場合や、預金残高の一定割合を寄附するもの、また、預金者ではなく銀行側が預金残高の一定割合と同額を寄附するもの等様々な商品があるが、ここでは国際ボランティア貯金と同様に、預金者自身が利息の一部を寄附する期間限定のない商品をとりあげる(第1表)。

労働金庫は、NPO法人への融資制度を設けるなどNPO支援に積極的であるが、中央労金、九州労金では、利息の一部をNPO等への助成資金として寄附する預金を扱っ

第1表 民間銀行の商品例

	商品名	支援先・内容	支援額
近畿労金	社会貢献預金 「みずすまし」、「まもるくん」	・(財)法人国際湖沼環境委員会 ・(財)大阪みどりのトラスト ・(財)地球環境センター	税引後の満期利息の10%を寄附。 近畿労金からも同額を寄附
	虹の家支援定期 「笑顔スピリッツ」	あしなが育英会に寄附し、阪神・淡路大震災で被災した遺児たちの心の傷をいやす場として建設された「虹の家」支援に活用	
中央労金	社会貢献定期預金 「ろうきんNPOサポーターズ」	魅力的で住みよい「まち」をつくり、多様な生きかたを認め合う「くらし」を実現する活動を行うNPO(公募団体から選定)	1年後の満期日に、税引後利息の30%が「ろうきんNPOサポーターズ基金」へ。寄附金は「中央ろうきん社会貢献基金」が拠出する資金とあわせて、NPOに対する助成財源に。
九州労金	ボランティア預金 「NPOパートナーズ」	福祉の向上や自然環境の保全・回復、地域文化の継承・発展に貢献する九州各地域の市民活動(公募団体から選定)	1年もの定期的満期利息(税引後)から顧客の指定する割合(2,3,4,5割)を寄附。九州労金の拠出金と合わせてNPOの事業活動を助成
中国銀行	AMDAボランティア定期預金	岡山を拠点に国連認定のNGOとして世界各地で医療救援活動を行うアジア医師連絡協議会(AMDA)	満期日に税引後利息の20%相当額(上限1万円)を寄附
東京三菱銀行	ボランティア普通預金	・公益信託経団連自然保護基金 ・(社)ユネスコ協会連盟 ・国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) ・(福)中央共同募金会	税引後の利息の50%を左記4団体のうち指定した団体に寄附。東京三菱銀行からも同額の寄附
UFJ銀行	ボランティア預金	・国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)	普通預金の税引後利息の20%相当額を寄附

資料 各行ホームページに掲載の資料より作成

ている。両労金では、それぞれNPO等を助成する基金を創設し、自ら資金を拠出しているが、預金者からの寄附金もこれらの基金の財源となる。助成は、両労金が毎年公募し選定した団体に対して行われる。

近畿労金の場合は、NPOではないが、大阪みどりのトラスト等の3団体から預金者が指定した団体に満期利息の10%を寄附する社会貢献預金と阪神・淡路大震災の遺児を支援する定期預金を設けている。近畿労金も、預金者の寄附と同額をこれらの団体に寄附するという仕組みをとっている。

岡山県を基盤とする中国銀行には、世界各地で医療救援活動を行う地元のNGOを支援する定期預金がある。また、東京三菱銀行やUFJ銀行では、普通預金の利息を国連難民高等弁務官事務所等に寄附する商品も設けている。

おわりに

国際ボランティア貯金導入時の議論等を参考にすると、こうした寄附組入商品については、どの団体に寄附金を助成するのか、助成団体の資金活用法をいかに監視するか、助成状況等の預金者への情報公開、等が課題となる。地域金融機関は地元の団体を、都銀では一般的に認知度の高い団体を支援する傾向がみられ、最近では、助成団体の活動状況の公開にホームページを活用することが多いようである。

また、先述のとおり金利水準が低下すると、寄附額が大きく減るといった問題もある。しかし、国際ボランティア貯金の加入件数は、通常貯金口座数の約23%に相当するほど浸透してきている。今後金利が上昇することがあれば、多額の寄附が集まる可能性もあろう。

(副主任研究員 重頭ユカリ・しげとうゆかり)